国民年金だより

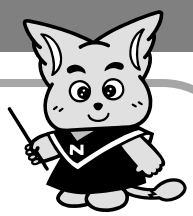

障害基礎年金等を受けている方の現況届について

20歳前の障害による障害基礎年金、障害福祉年金から切り替わった障害基礎年金、母子・準母子福祉年金から切り替わった遺族基礎年金を受けている方は、毎年７月が「現況届」の提出月です。

「現況届」とは、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大切な届です。７月初旬に年金事務所から現況届が送られてきますので、同封の説明書をよくお読みのうえ必要事項を記入し、お住まいの市町村役場国民年金担当窓口へ**７月末まで**に提出してください。

なお、**「現況届」が提出されない場合や、所得の審査ができない場合には、年金の支払いが一時停止することがあります**のでご注意ください。

※障害状態が引き続き障害等級に該当するか確認を必要とする方は、診断書の用紙を一緒にお送りしています。医師の診断を受けていただき、現況届（障害の状態によってはレントゲンフィルム・心電図）と一緒に提出してください。

※加算対象者のいる方については、加算額を引き続き受けるために、生計維持関係の証明をしていただく必要があります。

※平成26年１月２日以降に他市町村から転入した方は、平成26年１月１日現在、住民票がある市町村にて平成25年分の所得に関する証明を添付してください。

※他の公的年金・恩給などを受けている人は、同封されている「支給停止額変更届」を記入のうえ、直近の「年金額改定通知書」の写を添えて提出してください。また、新たに他の公的年金を受けられるようになった方は、「支給停止事由該当届」をご提出してください。

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、 申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口に備え付けてあります。

平成26年度の免除等の受付は平成26年７月１日から開始され、平成26年７月から平成27年６月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成26年４月より、申請時点の２年１カ月前の月分まで、免除を申請できるようになりました。

過去２年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、年金事務所へお問い合わせください。

【お問い合せ先】 役場住民生活課 ☎77－3613　由岐支所 ☎78－1111